

立川市柴崎市民体育館指定管理者候補者の選定について

答 申

令和元年 10 月 31 日

立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会

令和元年8月19日付立産ス第836号により、立川市長から、「立川市柴崎市民体育館の指定管理者候補者の選定について」本審査会会長あてに諮問を受けました。

本審査会では、施設の設置目的を最大限活用し、市民サービスの向上と効率的・効果的な管理運営を行うことを目的とした指定管理者制度の趣旨をふまえ、公平・公正な視点から厳正に審査を進めた結果、下記のとおり指定管理者候補者の選定について答申をいたします。

記

1 審査結果

本審査会において、公平・公正な視点から厳正に審査を行った結果、次の団体を指定管理者候補者として選定します。

① 施設の名称及び所在地

- ア 名称 立川市柴崎市民体育館
- イ 所在地 立川市柴崎町6丁目15番9号

② 指定管理者候補者の団体の名称及び主たる事務所の所在地
(指定管理者候補者)

- ア 団体の名称 野村不動産ライフ&スポーツ・パートナーズ共同事業体
- イ 団体の所在地 東京都中野区本町一丁目32番2号

(次点候補者)

- ア 団体の名称 XXXXXXXXXX
- イ 団体の所在地 XXXXXXXXXX

③ 指定の期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで(5年間)

④ 採点結果

	野村不動産ライフ&スポーツ・パートナーズ共同事業体	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
第一次審査 (1,050点満点) 1人150点満点	806点	661点	774点
第二次審査 (600点満点) 1人100点満点	485点	385点	465点
総合審査 (1,650点満点)	1,291点	1,046点	1,239点

(1名の委員が立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例第9条の規定により除斥、第二次審査において1名の委員が欠席)

○ なお、答申に際し次のとおり意見を付します。

【付帯意見】

- ・現指定管理者からの引継ぎを確実にすること

- ・事業者は提案内容を確実に履行すること
- ・市は事業者の提案内容が確実に履行されるようモニタリングを適切に行うこと

2 選定審査経過（審査会日程）

本審査に係るもののみ掲載

回	日 程	主な議事内容
第8回	令和元年8月19日（月） 13時30分から	<ul style="list-style-type: none"> ・辞令交付（専門委員） ・諮問 ・立川市柴崎市民体育館指定管理者候補者選定審査基準について
第9回	令和元年9月25日（水） 15時15分から	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市柴崎市民体育館指定管理者候補者選定第一次審査
第10回	令和元年10月7日（月） 17時00分から	<ul style="list-style-type: none"> ・立川市柴崎市民体育館指定管理者候補者選定第二次審査、最終審査 ・答申案の協議

上記のほか、9月25日（水）に、2名の委員が柴崎市民体育館の現地視察を行いました。

3 選定の経過

（1）募集要項、仕様書等の確認

選定審査基準を決定するうえで、必要な募集要項、仕様書等について、市より説明を受け、質疑を行いました。

（2）選定審査基準の設定

指定管理者候補者を公平・公正な視点から厳正に選定するため、立川市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則、立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例等に基づき、選定審査基準（案）について協議し、第一次審査においては11項目、第二次審査においては4項目の選定審査基準を決定しました。

第一次審査は各委員150点満点、第二次審査は各委員100点満点とし、5段階による加点方式としました。

また、配点については、第一次審査では、11項目の選定審査基準の重要度に応じて配点し、第二次審査では、4項目の選定審査基準の重要度は同様として同じ配点としました。

（3）第一次審査（書類審査）

施設所管課が、市施策の中で体育館が果たす役割、応募事業者の提案内容の効果及び実現性、その他審査資料を補足する情報について説明を行った後、応募事業者から提出された書類について確認を行いました。事業者の財務状況、アンケート結果の事業への活用、運動実施率が低い世代への取組、地域とのネットワーク等について議論する時間を設け、それを踏まえ各委員が選定審査基準に基づき採点しました。応募事業者は3者でした。選定審査基準に基づき、当該事業者を第二次審査対象者としました。

（4）第二次審査（面接審査）

プレゼンテーションとそれに対応する質疑応答により、「公共施設であることへの理解（設置目的の実現性）」、「指定管理者としての意欲・経営手法」、「誠実な業務履行への姿

勢]、「提案内容の具体性・実現性」の4つの選定審査基準に基づき採点しました。

審査においては、柴崎市民体育館の地域特性、新規利用者増加のためのアプローチ方法、施設内の広告による収益、施設管理や事業執行の人員体制、施設の維持管理などについて質問がされました。

最後に、第一次審査結果と第二次審査結果を加点し、各選定審査基準に基づいた総合的な視点からの協議を行い、1の審査結果に記したとおりとしました。

なお、審査会委員のうち1名が立川市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例第9条に規定する審査会委員自身が関与する法人に該当したため、当該委員を除いて審査を行いました。

4 審査会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験を有する者	(会長) 松 井 望	大学教授
〃	(副会長) 鴛 海 量 良	公認会計士
〃	坂 井 聖	税理士
〃	田 中 奈々子	社会保険労務士
市 民	岡 部 政 和	公募
〃	宮 本 直 樹	公募
専門委員	原 田 尚 幸	大学教授
〃	井 上 尊 寛	大学専任講師

※市民公募により3名が委員に委嘱されましたが、任期途中で都合により1名の委員が辞退しました。